

もとで安心して暮らせることを願い、共生社会の実現を求めています。

共生社会の実現のためには、障がい福祉サービスなど制度面だけでなく、社会で暮らす多くの人たちの障がいのある人への意識の変革を求めていく必要があると感じています。

その意味で、本事案は本会として看過することのできないものであり、失われた命を取り戻すことができないことは言葉にならない悲しみです。

法制度の面からは、障害者差別解消法(以下「差別解消法」という。)や大阪府条例による対応が図られなかったことに大きな課題があります。

差別解消法では、障がいを理由とする不当な差別的取扱い(本事案の場合には、自治会に加入させないなどの取扱い)を禁止し、障がいの特性に応じた合理的配慮(本事案の場合には、知的障がいや精神障がいがあることを踏まえた配慮)を求めています。

この事案に対し、本会としては、自治会の方々に非難する意図はありません。仮に障がいを理由として自治会への加入を拒否したのであれば明確な法律違反(不当な差別的取扱い)ですが、そうではなく、新聞報道によると班長選任に際して男性に対する対応を話し合った様子が伺えます。残念ながら、その際に知的障がいへの配慮(合理的配慮)が不足していたのではないのでしょうか。

さらに、社会全体の課題として考えられるのが「社会全体の不寛容」です。「自治会の班長は、誰もが等しくその任を担わなければならない」という同質圧力があり、それを免除するには知的障がいなどの事情を近隣住民に示さないと許されない社会的な不寛容があったとすると、男性が、自身の尊厳が傷つけられたと感じ、それを導いた近隣あるいは社会の不寛容に絶望し自死を選んだとはいえないのでしょうか。

ただ、そうであるとしても一般的な自治会役員が知的障がいの特性を理解し、必要な配慮を専門職の支援者と同じように提供することは困難です。

そのため、差別解消法では大阪府や大阪市に対して、障がい者差別が疑われる場合の相談対応と住民への理解啓発を義務づけています。

また、大阪府では平成28年(2016年)4月に「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」を施行しており、条例の中には「広域支援相談員」という専門相談員を配置することが定められています。本事案において、大阪府や大阪市の相談対応や住民への理解啓発は届いていたのでしょうか。検証

が求められます。

お亡くなりになった男性にお悔やみを申しあげるとともに、せめて、本事案への対応が将来に向けて前向きな変化につながることを願ってやみません。

令和2年(2020年)8月5日

一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会

会長 久保 厚子

社会福祉法人 大阪市手をつなぐ育成会

理事長 小泉 いと子



【松村大阪市障がい者施策部長に声明文を手渡す小泉理事長】

新型コロナウイルス禍で災害が起きた際の避難行動について 参考:港区役所ホームページより  
西部地域障がい者就業・生活支援センター  
所長 藤原 勇治

ウィズコロナの時代においては、大きな災害が起きた時の避難方法についても、これまでの災害時避難場所へ避難する方法から、それぞれの置かれた状況に応じて、各自に判断が求められるようになって来ています。

災害時避難所が密集した環境下となった場合、新型コロナウイルス以外でも、ノロウイルス等による感染性胃腸炎やインフルエンザなどの感染が拡大するリスクが高まります。

そのためにも、平時からハザードマップや防災マップを確認するなど、いざという時の行動を確認しておくことが重要です。

自宅の安全が確保できる場合は、3密を避けるため、自宅避難を最優先にしてください。その際、自宅で過ごせるように必要な物資の備蓄をするなど、事前に準備をしておきましょう。

また、自宅避難が困難な場合でも、安全な地域にある親戚や知人宅への避難の検討をお願いします。在宅避難、分散避難が困難な場合は、命を守るため、災害時避難所を躊躇なく選択してください。その際にも、